

～もう一度選挙に行きたい！を実現しよう～

通信6号

2012. 2. 15

“成年被後見人に選挙権の回復を”



通信6号 主なメニュー： <札幌訴訟 第一回裁判報告>

<さいたま訴訟 第三回裁判報告> <東京訴訟、第四回裁判の報告>

<札幌訴訟 第一回裁判報告> ～弁護団より～

4例目の訴訟が札幌地裁ではじまりました。こちらもご注目ください！

昨年11月に行われた院内集会では、この原告の悔しい思い・憤りを、お母さんが代弁し伝えてくださいました。

★はじめに★

原告は札幌市内に住む52歳の男性です。氏名などの個人情報の公表は遠慮させていただいています。

原告は、お金の管理は苦手ですが、本を読んだりニュースを見たりするのが大好きです。療育手帳は持っていません。成人した頃からずっと選挙や政治家に興味をもっていて、国政にはかなり詳しいと言えます。最近、後見人に弁護士が追加選任されたことをきっかけに、「選挙権を失って悔しい思いをしている」ことが発覚し、弁護団が結成され、平成23年9月14日、訴え提起に至りました。



札幌地裁第一回口頭弁論 平成23年12月15日 午後1時30分

● 札幌地裁805号法廷(裁判員裁判用の一番大きい法廷)

定員は80名だが、車椅子傍聴者を最大限(7名)受け入れる関係で、本件では72名(記者席9名含む)

● 原告席：原告、原告のお母さん(後見人)、大崎康二弁護士(後見人)、西村武彦弁護士(弁護団長)、高橋智美弁護士(事務局長)ほか弁護団10名

● 被告席：国(訟務検事3名)

● 裁判官(民事第3部合議係)：橋詰均(裁判長) 戸畑賢太(右陪席) 館英子(左陪席)

● 裁判の様子

①開廷30分前から抽選券が配布され、一般席はちょうど満席くらいでしたが、車椅子の方が1名傍聴できませんでした。なお、盲導犬を同伴した方が傍聴券をもらおうとしたところ、「確認してきます」などと言われてしばらく待たされたそうです。開廷5分前には報道用のテレビ撮影があり、記者席も満席でした。

②午後1時30分、裁判長が開廷して訴状と答弁書の確認をしようとしたところで、西村弁護団長から、脳性麻痺の傍聴人がメモの代わりにICレコーダーを使用したいと希望していることを伝えて録音の許可をお願いしましたが、「録音されると自由な意見の表明が難しくなるので一律に遠慮させていただいている。」とのことで許可されず、残念でした。

③まず最初に、訴状と答弁書を確認する手続きが行われ、

訴状記載の請求の趣旨(裁判所に判断を求める結論の部分)について、

(1)地方選挙の選挙権を確認する相手として国で良いのかという点

(2)「次回の選挙」に限定している理由について

詳しく説明するようにと指示がありました。これらは次回期日までに準備書面を作成・提出することになります。



更に詳しく！と
原告への宿題

また、裁判長は国に対して、答弁書では「要旨」となっているのは、更に詳しい主張が出るということかと確認し、国はそのとおりですと答えていました。段階的に主張するのは先行する他の選挙権訴訟と同様の展開です。

④その後、証拠書類の原本を確認し、いよいよ原告の意見陳述です。

「宮澤喜一さんはハト派だから好きだけど、小沢一郎さんは強権的なイメージで好きじゃない」と述べたり、最近の民主党代表選のことに触れたり、図書館で政治の本を借りて読んでいることなど、原告が政治にとっても興味をもって詳しいことや、選挙権を失ってとても悔しかったこと、選挙のたびに職員に投票できないか尋ねて何度も断られたことなどを述べ、成年被後見人は政治的な判断ができないと考えるのはおかしいし不公平だ、大好きな選挙にまた行きたいと訴えました。

原告は、原稿を読み上げることに集中していたようで、裁判期日が終わった後「裁判長はどんな顔だった？」と尋ねてきました。裁判長も傍聴人も、原告が政治にとっても詳しいことに驚き、悔しさに共感しているように見えました。大勢の人に注目されて緊張したと言っていました。何度も練習したことが実を結び、見事な意見陳述でした。



⑤続いて原告代理人の意見陳述では、弁護団代表で齋藤健太郎弁護士がスライドを交えて熱く語りかけました。

「かつて行われていた差別の歴史を乗り越えて、日本国憲法は、『成人した日本国民であれば、誰もが選挙権を持つ』ということを決めました。そこには、『能力がない人の選挙権を制限してよい』ということは全く書かれていません。原告は、日本国憲法が言っている当然のことを実現するために、この訴訟を起こしました。原告は、このことを訴えているだけなのです。」

成年被後見人の選挙権を奪うことは、一方的に、選挙をする能力がないと決めつけることであって、理由がないものだということ。そして、成年後見になった方々を不平等に扱うものであり、不当な差別であるということ。さらに、私たちの誰もが直面し得る問題であること。

傍聴席の皆さんも熱心に画面を見てうなずきながら聴いてくださっていて、とても心強い思いでした。

⑥その後、次回期日の日程調整となり、原告代理人から東京とさいたまの原告本人の様子の録画ビデオを参考に上映したいと上申ししていたことなどを踏まえて、次回も同じ大きな法廷を使わせてもらえることになりました。次回期日は、平成23年2月23日午前11時から。また傍聴席が一杯になるようご支援をお願いいたします。



~~~~ 裁判後の報告会より (午後2時30分～ 教育文化会館) ~~~~



裁判が終わると外は雪が降り始めていました。閉廷後にすぐ近くの貸会議室に移動し、集まっていた30名近くの方にお礼申し上げ、裁判の報告をいたしました。

当日の裁判手続きについては、法律的な知識がないと理解が難しい宿題以下の(1)と(2)が出ましたので、

- (1) 地方選挙の選挙権を確認する相手として国で良いのかという点
- (2) 「次回の選挙」に限定している理由について

「次回の」と限定したのは「裁判では具体的な事件の解決を求めなければならない」というルールがあって最高裁の判例でも「次回の」と限定すべきだとしていること、一方、地方選挙については国に対して確認しても意味がないという考えも成り立ちうるので道や市を被告に追加するかどうかも含めて検討していることなどを説明しました。

原告本人からも挨拶を予定していましたが、とくに原稿を用意していなかったためか、プレッシャーで緊張が高まりすぎて体調が悪くなってしまい、残念ながら中座することとなってしまいました。



～ 会場からの質問・感想 ～



Aさん(精神障害の当事者): 裁判長がへらへらと笑っているように見えた。

西村弁護団長: 私の受け止め方ですが、裁判官は知的な遅れがある人を「知らない」ので、裁判官なりに原告に気を遣って和やかに進めようとしていたのではないのでしょうか。ただし、いい加減に進められることがないように、皆さんには次回以降も傍聴席を満席にして裁判官の態度を注意して見続けて欲しいんです。よろしくをお願いします。

Bさん(全盲の当事者): 傍聴券をもらうときに盲導犬を連れていたら「(盲導犬を同伴して傍聴できるかどうか)確認してくるので、ちょっと待ってください。」と言われてしばらく待たされた。点字ブロックもスロープを下ったところで途切れていて(※門の外の歩道まで15mくらいあります)とても危険だ。

西村弁護団長: ICレコーダーの件もそうですが、地域ではいろんな人たちが生活しているんだから傍聴だっていろんな人たちが来るということを裁判所に理解させないといけません。自閉症の人は…、あまり傍聴に来ないかも知れないけど、「アー」とか「ウー」とか声が出てしまう人だって、誰だって傍聴できるんです。そのためには、皆さんからどんどん意見を寄せて欲しいです。

Cさん(就労支援B型のパン屋さん): 成年後見になるときに、裁判所では選挙権がなくなることなどを説明していないのか。

西村弁護団長: 私の経験では、裁判所は、そもそも被後見人に会うことがほとんどありません。

おかしい!

Cさん: それは制度としておかしいのではないのか。説明もなしに選挙権を奪うことが許されるのか。

西村弁護団長: 裁判所は何の説明もしないですが、相談を受けた弁護士としては、私は知的の方には原則として後見ではなく保佐にするよう勧めています。それ以外の後見がやむを得ない方の中には植物状態の方などもいて、全員にいちいち選挙権がなくなることの説明するようなことはしていません。

高橋事務局長: 実は、原告の後見の手続きは成年後見制度に変わった直後の時期でして、原告のお母さんは禁治産の知識で戸籍に載るのかということと選挙権がなくなるのかという質問をしたのですが、裁判所の事務の人も分かっていなくて、選挙権はなくなると答えたそうなんです。選挙権のことはあまり考えられていませんでした。

齋藤弁護士: 外国では説明なしに権利を奪ってはいけないのではないのかという、法律用語で「適正手続きの保障」ということが裁判で議論されていますが、制度としては本人が拒否しても後見が開始することはあります。弁護士は、たいてい本人自身ではなくて身内の方から相談を受けますが、正直なところ、ご本人が選挙に行くことをとても楽しみに思っているかも知れないということを想像してきていませんでした。この点は率直に反省しなければならないと思います。

その他感想・意見: 「意見陳述が分かりやすかった」、「この裁判によって選挙権の歴史は最終章を飾るところが感動した」、「仲間に裁判の報告をして障害者権利条約の批准や総合福祉法制定への運動につなげていきたい」、「次回も傍聴に来たい」というものもありましたが、「主張が弱い。障害者は低賃金だったりして今なお低い地位に追いやられたままなのだから、『選挙権は生きる権利そのもの』だと強調して欲しかった」といった厳しい指摘もありました。真摯に受け止め今後反映していきたいと思います。

最後に西村弁護団長から、裁判の性質上、原告の選挙権を目的としているという限界があるけれど、指摘のあった障害者の労働条件などの問題も可能な限り裁判所や国に突きつけていきたい。そのためには、次回もその次も毎回、皆さんに傍聴席を埋めてもらって応援していただくことが不可欠です。ぜひよろしくお祈りしますと挨拶して、報告集会を終わりました。(報告者: 弁護団)



次回期日は、平成24年2月23日午前11時から

札幌地裁805号法廷 定員80名 傍聴席が一杯になるようご支援をお願いいたします。

<さいたま訴訟、第三回裁判の報告>



さいたま地裁 口頭弁論 平成23年12月14日(水) 11時30分 ~~~
さいたま地方裁判所 105号法廷

雨も上がり、61名もの方々が集まり、傍聴券配布となりました。関係者5席をのぞく53席が一般傍聴でしたので、8名の方が、残念ながら外れることになりました。寒い中、遠方からいらしてくださった方々には、申し訳なかったです。けれども、動員の成果！4箇所の訴訟、院内集会など全国的な運動の効果です。これに安心せず、今後も動員へのご協力、よろしくお願いいたします。

●法廷の様子

前回の原告側からの求釈明に対して、国が、また不十分な回答の書面を出してきたのですが、それに対して、柴野弁護士が1点、質問しました。

『書き方が曖昧なところがあり、せめて○×で答えて欲しいことがある。趣旨・立法目的のところですが、

①: 被成年後見人の選挙権を制限することが立法目的である ②: 選挙には事理弁識能力が必要だとする立法目的で、その手段として被後見人とする。 そのどちらですか？』

それに対して国は、歯切れの悪い言い方で、②が○と答えました。

そのことを、裁判長が、補足する言い方、わかりやすい表現に言い換えてみたりして、再確認していました。加えて、このことを、調書(P7※)にすることを、命じていました。次回期日を決めて終了、10分ほどでした。



●裁判後の報告集会

弁護団より 口頭弁論の補足説明と感想:

★ 前回の原告側から国への書面での質問は4点。

- ①意思能力の有無によって選挙権を与えたり与えなかったりするの？
- ②意思能力が戻ればその人に選挙権が戻るのでですか？
- ③取引や契約をすることと選挙をすること、同じに考えているのですか？
- ④公職選挙法は、成年後見人だけをターゲットで選挙権剥奪するのか、それとも他の理由があるのか？

もともと、我々は、能力を持ち出すことが間違いだというのが主張なので、④だけ答えて欲しい、と求めたわけで、答えを調書に残したところで、今日は終わりとしました。次回迄に、我々の主張を書面で提出し、それを次回裁判で分かりやすく説明しますので、期待して、次回も是非傍聴してください。

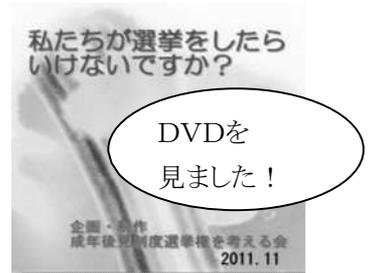
★ 国は『選挙人には、国会議員等としてふさわしい者を候補者から選択できる能力、候補者または候補者が属する政党の政策内容を認識・理解しうる程度の能力が具備されていることを要する。』と書いていて、事理弁識能力を欠く者には、それが無いと言っている。しかし住みやすい暮らしを願う意見を国政に反映させることは誰にとっても大事な事。選挙の能力にどこまで高いものを求めるのか、は疑問！です。そこを詰めていきます。

★ 事理弁識能力なの？意思能力なの？・・・法律的にも詰めてきていない言葉なので、各地の訴訟で、言い方が違っていたり、二転三転している。

★ もう能力論はいい！選挙で人を選ぶのに、理屈を詰めて考えるか、新聞を読みこんで考えるか、直感で選ぶのか、どうやって考えてもいい、主権者としてこの人を選びたい、それが選挙だと思ふ。本質を見極めてもらえよう、頑張りましょう！

★ 公職選挙法の法改正にむけての運動が大事で、全日本育成会での運動(署名を総務省に提出、国会請願など)があり、各地での学習会も是非お願いしたいところです。弁護士会としてもロビー活動をやっていきます。

★ 弁護団としての意思統一をしています。『能力の有無にかかわらず、選挙権は国民ひとりひとりの権利として持っているべきだ』を主軸において、ぶれないようにやっていきます。



次回期日は、平成24年2月15日(木) 午前11時半から



<東京訴訟、第四回裁判の報告>



東京地裁 第四回口頭弁論

平成 24 年 1 月 19 日 (木) 11 時～

一般傍聴席94席を求めて75名が並ぶ。開廷時にはほぼ満席となる。

被告 被告準備書面(3) 陳述 乙2～8 提出
原告 証拠 24 の 1(ヨーロッパ人権裁判所判決英文) 24 の 2(同 翻訳) 提出

<裁判官から被告国に 書面の内容を確認>

裁判長

- ・4 頁 能力を欠く者を選挙人団から排除するということについて
- ・成年被後見人の範囲と選挙権を行使するための能力を持たない者の範囲について・・・包含関係は前者が後者にすっぽり含まれるということか。
- ・事理弁識能力を欠く常況にある者、ない者を考え合わせても、その包含関係は変わらないということか。
- ・財産管理能力との質的な違いや「常況」ということを考慮に入れても、包含関係は変わらないと言うことか。

被告

被告:
全てに、はい

注1

<原告から被告国に 書面の内容を確認>

1 準備書面(3)と答弁書、第1、第2準備書面と第3との関係について

- ① 原告： 前のものは全て事実上撤回で、第3のみ生きているのか？
被告： 被告の主張は一貫したものと考えているからどの書面も生きている
裁判官： 内容が変わっているように読めましたが。最初の書面では、能力のない者の投票は本来無効だと確認したと思います。その後、主張が変わっているように思うが。そして、今日の主張が「最低限の能力もない者の行為は無効」ということではないのか。
被告： (主張を変遷させたということは認めず)
裁判官： 事理弁識能力を欠く者の投票は有効なのか無効なのか？
被告： 後見の審判を受けていない人が投票すれば、それは有効です。

注2

2 7 頁 (2)

- ② 原告： 選挙権行使に能力を欠く者に選挙権を認めると弊害があるとしてその内容を書かれているが、ここに挙げられている事項が被告のいうところの「弊害」の全てか。
被告： 全てです
- ③ 原告： 選挙権を行使する能力を欠く者が、誘導されることもなく候補者の名を書いて投票したときは、弊害はあるのか、ないのか
被告： ない

注3

調書

注4

3 外国法について1 頁半ほど、いくつかの国の扱いを指摘されている。

- ④ 原告： とくに、選挙に能力を必要としていない国もあるが、それは制度が違うから、と指摘されているにとどまる。必要としている国についても、その根拠にまでは言及されていないが、外国の紹介はこれで終わりか？これ以上の検討はされる予定はないのか？
被告： 検討する予定がある
裁判所： 外国の法律については、能力制限があったところがそれを無くしたところもある。その根拠・経緯などを明らかにしてほしい。証拠は、目的に添って整理して出してほしい。

注5

<今後の進行>原告からの書面 3 月 2 1 日までに提出 → 被告はそれを受けて次回期日までに検討。



裁判後の報告会より

弁護士会館にて

司会 鈴木伸佳



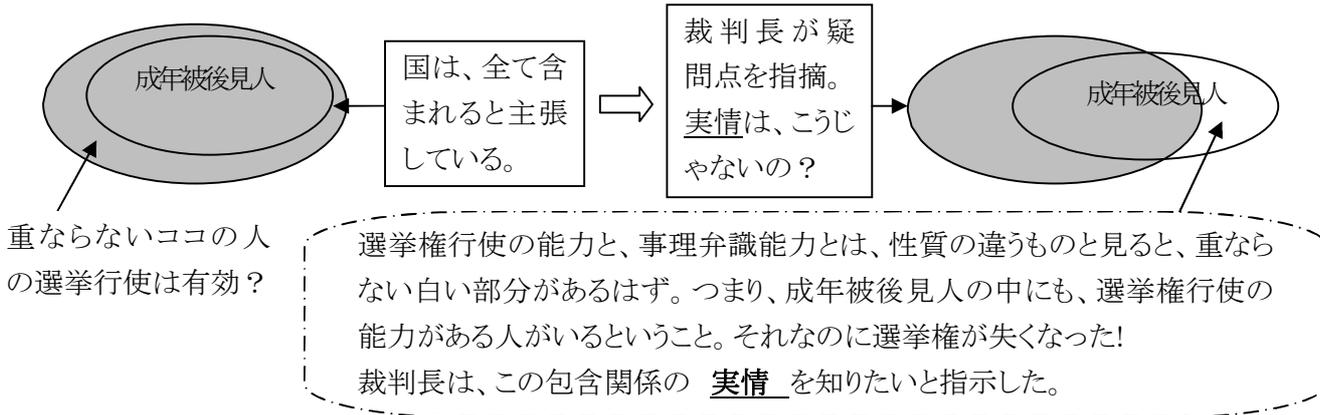
次回期日は4/12(木) 11時～ 103号法廷

原告と弁護団より、口頭弁論の補足説明



★注1 包含関係って？

大きい円:選挙権を行使するための最低限の能力を欠く者の範囲＝国が、選挙行為を排除したい人
小さい円:成年被後見人【事理弁識能力を欠く者、財産管理上の能力という性質】という範囲。



★注2 裁判長の指摘どおりで、国が今まで3回出てきた書面を分析して、矛盾点を指摘していきます。

★注3 国が挙げた**弊害**: 白紙を投票してしまう。候補者ではない人の名を書く。 } この3点
自分の意思でないのに、誘導されてその候補者の名を書いてしまう。

★注4

国の主張の矛盾点を露呈しているので、調書(P7※)にしてみました。

弁 論 の 要 領 等

調書の主要部分

被 告

- 平成24年1月19日付け準備書面陳述
- 答弁書から平成24年1月19日付け準備書面まで、主張は一貫しており、撤回や変更した部分はない。
- 被告の主張は、成年被後見人とされたものは、それが財産上の見地からの判定であり、また、寛解して行為能力がある場合があることを前提としても、全員が「選挙権の行使に必要な最低限度の能力を欠く者」（本日付け準備書面4頁等）に該当するという主張である。
- 「選挙権の行使に必要な最低限度の能力を欠く者」であっても、成年被後見人とされていない者が行った選挙権の行使は、有効である。
- （原告代理人からの「選挙権行使に必要な最低限度の能力を欠く者が、他人に誘導などされず候補者の名前を記載して投票した場合には弊害はないということでしょうか」という質問に対して）そのような理解である。

証拠関係別紙のとおり

続 行

裁判所書記官 深 谷 隆

★注5 裁判長から、外国の例で、「選挙権に能力による制限があったがそれを無くした」ところがあるようだから、その根拠・経緯などを明らかにしてほしい。→このことに裁判長が興味を示したことは前進。

※調書について：法廷で裁判所、原告、被告などの訴訟関係人が述べることからうち、重要なことについて、裁判所の訴訟記録に残すことです。今回、さいたま地裁・東京地裁で原告側から、被告の発言を記録に残すことを裁判所に求め、裁判所がこれに応じて記録してくれました。



名兒耶清吉さん：

法廷では、難聴者にも、知的障害のある原告にも、合理的配慮がないです。納得がいきませんよ。

弁護士の方々にぜひ、裁判所に申し入れて欲しいと思います。例えば、難解な法律用語の羅列で、原告には何のことだか、何をどのようにいっているのか全然理解できないまま進められています。これが障害のある人にとって「合理的な配慮」がなされているといえるのでしょうか。

また、(私も匠も難聴なので)裁判長始め、国側の弁護人のいっているコトバが聞き取れないことが多く、傍聴席の後ろの方では殆ど聞こえなかったといっていました。裁判所は何のために傍聴を許可しているのか、公正な裁判をしていることを表明しているのだったら、その場にいる者全員に明瞭に聞き取れるマイク、スピーカーの設備をするのが当然ではないでしょうか。企業や民間ではあたりまえのことが、法曹界では時代に取り残されたかのように、漫然と踏襲されています。裁判後の報告会で、ようやく裁判でどんなことが話されていたかがわかるなんてナンセンスです。

せめて、この裁判から、新しい裁判の改善への萌芽が育ってもらいたいと願っています。



参加者発言

竹中さん：①この裁判は、この問題の解釈、憲法学の到達点をどこに持っていくかを、海外の動向を参照しながら作り上げていくという、大変重要な判決となるわけです。同時に、世界でもまだ充分煮詰まっていないこの問題を、日本で作り上げて逆に世界に発信していくという大きな課題を背負っていることで注目します。

②国民のための司法を目指す司法制度改革でうたわれ進んでいるはずなのですが、傍聴人に届かない法廷になっているのが現状です。分かりにくい、聞こえない…将来的には字幕や映像も可能でしょう。
傍聴人を含めた、国民のための裁判になる、きっかけとなることを期待します。

注目!

長瀬さん：国連人権高等弁務官事務所というところが、昨年夏から世界の障害者の選挙権について様々な調査を始めています。そこに国際障害同盟が情報提供をするという話がありましたので、名兒耶さんの裁判のことを私から情報提供させていただきました。もうひとつ情報ですが、障害者権利条約を批准している国々においては、障害を理由に選挙権を奪われることが、徐々にですが、無くなってきているという報告がありました。

質問：①「事理弁識能力」から、②「選挙権を最低限行使できる能力」への言い換えの意味は？

弁護団から：意味が学術的にも固まっていない。国は①は②の中に含まれると言うが、こちらは別ものだと思っている。そこをつめて、能力論がおかしい、人権論で認めさせる基本方針を忘れないでいきます。

(以上)

ご案内

東京都育成会主催 研修会 『**障害者の権利擁護を考えよう!**』

平成24年 3月 1日(木) 10時半～15時 オリンピック青少年センター センター棟311室

《ワークショップ》 10時半～12時半

意思決定支援について、グループでそれぞれの立場から考えます。

コメンテーター： 細川瑞子氏(全日本育成会 中央相談室長)

《講演会》 13時半～15時

成年後見制度と選挙権について、憲法学者の立場からお話いただきます。

講師： 戸波江二氏(早稲田大学大学院 法科学研究科教授)

* 昨年の院内集会で話いただいた方です。是非、おいでください。

問合せ： 東京都知的障害者育成会 TEL 03-5389-2600



☆彡 みなさまからの寄稿をお待ちしています。原告
や弁護士へのエール、裁判に思うこと、成年後見制度
に関する意見・質問、各地での学習会情報、等々・・・
どうぞお寄せください。お待ちしております。

〔裁判の予定〕

さいたま訴訟 第五回口頭弁論 さいたま地裁 105 号法廷 5/9 (水) 11時半～

東京訴訟 第五回口頭弁論 東京地裁 103 号法廷 4/12 (木) 11時 (10時半集合)

※どちらも報告会を予定 決まり次第お知らせします。

京都訴訟 第四回口頭弁論 京都地裁 101 号法廷 2/29 (水) 10時30分

前回、傍聴者が入りきれなかったので、今回は京都地裁で最も広い法廷を使うことになりました。
傍聴者は回を追うごとに増えています。

札幌訴訟 第二回口頭弁論 札幌地裁 805 号法廷 2/23 (木) 11時～

証拠にしないということで、「私たちが選挙をしてはいけないですか」DVDの上映許可を得ました。

カンパのお願い

今後、成年被後見人の選挙権を巡る裁判や各地の運動は、広がりや繋がりを深めていくことが必要です。長期になることも予想されます。そこでこの度、**【カンパ口座】**を設けさせていただきました。

皆様からいただいたカンパは、当面は、この弁護士団が関わる東京、埼玉での裁判やこれに関わる運動に使わせていただき、関わる裁判や運動の範囲が広がっていった場合は使用の範囲も拡大することになると思いますが、その際は改めて通信などでご連絡させていただく予定です。

具体的な用途： 集会の会場費・雑費、講師謝礼・交通費、遠方で集会を行う際の交通費、
関連資料印刷代・郵送費、その他広報費用、裁判での意見書謝礼等
ご趣旨にご賛同いただける場合、下記口座宛てにカンパをお願いできればと思います。

(2011. 7. 17 後見選挙権訴訟弁護士団一同 成年後見選挙権を考える会一同)

カンパ口座

三菱東京UFJ銀行 鷹の台出張所

普通 0037455

口座名 成年後見選挙権を考える会

セイネンコウケンセンキョケンヲカンガエルカイ



後見選挙権訴訟に関する問合せ：

後見選挙権訴訟弁護士団 杉浦ひとみ (東京アドヴォカシー法律事務所)

TEL03-3816-2061 FAX03-3816-2063 sugiura@law.email.ne.jp

さいたまの裁判に関する問合せ：

後見選挙権訴訟弁護士団 関哉直人 (五百蔵洋一法律事務所)

TEL03-5501-2151 FAX03-5501-2150 sekiya@nekonet.ne.jp

その他： 成年後見選挙権を考える会 (通信等) 村山 園 090-9818-5353

sono0424@mx4.ttcn.ne.jp

『成年後見制度選挙権を考える会』のホームページもご覧ください。

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~seinenkoukensenkkyoken0201/>